

岡 剣 連 第 2 2 - 1 号  
令和2年4月吉日

岡山県剣道連盟 会員 各位

一般財団法人 岡山県剣道連盟  
会長 山本 晋一郎  
(公印省略)

剣道稽古中あるいは試合・審査中等に発生した重大事故の  
報告について (お願い)

先般、全日本剣道連盟 (以下「全剣連」という。) から、剣道の安全性を重んじ、「生涯剣道」を願う観点から、重大事故の発生に際し、その頻度、内容等を把握し、全剣連の医・科学委員会にて調査結果の分析を行い、対応策・予防策を策定することを目的とした情報収集を行うため、重大事故の届け出をするよう依頼がありました。

各位におかれましては、重大事故が発生した場合、下記要領により速やかに岡山県剣道連盟 (以下「岡剣連」という。) まで報告をお願いいたします。

#### 記

##### 1 報告対象事故 (重大事故)

剣道の稽古あるいは試合・審査中等に起こった事故で、入院を要するもの、あるいは入院治療と同等の治療を受けた場合であり、次の6病態について報告してください。

- (1) 頭部あるいは頸部などの打撲による障害 (脳震盪を含む)
- (2) 突きによる喉頭部を含む障害あるいはそれに起因する二次的障害
- (3) 竹刀の破損による眼外傷
- (4) 熱中症 (救急入院となった場合)
- (5) アキレス腱などを含む腱断裂 (入院となった場合)
- (6) その他の理由で入院以上の処置が必要だった場合 (稽古中・試合中の脳卒中、心筋梗塞、心停止などで入院ないしは死亡した場合を含む。)

## 2 報告要領

### (1) 速報

報告対象となる重大事故が発生した場合、直ちに岡剣連事務局（086-235-3255）へ電話による速報をお願いします。なお、休日等で事務局が閉局している場合は、携帯電話（070-3789-6855）へ速報をお願いします。

### (2) 本報告

#### ア 報告様式による報告

速報後、所属の剣道連盟へご連絡していただき、報告様式に必要事項を記載して所属の剣連事務局へ メール又は FAX で報告してください。

なお、報告書の作成に当たっては、所属の剣連事務局へお問い合わせください。

#### イ 報告期限

事故発生後、1週間以内に全剣連へ報告する必要があるため、事故発生から4日以内に岡剣連事務局へ報告してください。

#### ウ 報告遅延報告

特段の事由により、事故発生から4日以内に岡剣連事務局へ報告できない場合は、その旨を岡剣連事務局へ電話報告してください。

### (3) 全剣連への報告

全剣連への報告は、各剣道連盟から報告された内容に基づいて、岡剣連事務局が「全日本剣道連盟重大事故報告フォーム」に入力して報告します。

以上